

錦江町長選挙 錦江町議会議員選挙

投票日

4/24(日)

投票時間

午前7時 から 午後7時

選挙日程等

告示日 平成17年4月19日(火)

立候補届出日 平成17年4月19日(火)

午前8時30分～午後5時

錦江町役場2階会議室

期日前(不在者)投票

平成17年4月20日(水)～4月23日(土) 午前8時30分～午後8時

期日前投票所

【場所】☆旧大根占町に選挙人名簿登録のある方

錦江町役場本庁舎 1階会議室

☆旧田代町に選挙人名簿登録のある方

錦江町役場田代支所 2階庁議室

開票時間・開票場所

平成17年4月24日午後8時開始

大根占開票区：錦江町中央公民館体育館

田代開票区：錦江町田代開発センター



◎投票できる人

次の要件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

◇住所要件：錦江町(旧大根占町及び旧田代町)に平成17年1月18日までに転入届をした者で、引き続き3ヶ月以上住所がある者

◇年齢要件：昭和60年4月25日までに生まれた者

◎不在者投票

指定された病院・施設等では、これまでどおり不在者投票が出来ます。

また、滞在地での不在者投票などもこれまでどおりとなっておりますが、詳しくは錦江町選挙管理委員会へお問い合わせください。

◎期日前投票

投票日当日に仕事や旅行等で投票所に行けない場合、事前に期日前投票をすることができます。

期日前投票をされる方は、配布された投票所入場券を持って本人来庁のうえ所定の手続きを行ってください。

なお、選挙期日には選挙権はあるけれど、投票を行おうとする日にはまだ選挙権を持たない人(例えば選挙期日に20歳を迎える人)は、期日前投票ができません。この場合は、不在者投票の方法で投票していただくことになります。

◎問い合わせ先

錦江町選挙管理委員会

電話 22-0511 (内線105)

または、錦江町役場田代支所地域振興課

電話 25-2511 (内線212)

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると処罰され、公民権停止の対象となります。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

- 1 政治家(候補者、候補者となる者とする者及び公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。
- 2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めるとき、処罰されます。
- 3 後援団体が、花環・香典・祝儀などを出すと処罰されます。
- 4 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。
- 5 政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。